

《添付図書等》

【共通の添付書類】

- ・案内図（サイズ指定なし）

【建築物の建築又は工作物の建設の場合】

- ・配置図（縮尺1/100以上）
- ・求積図
- ・平面図（縮尺1/50以上、壁面位置制限がある地区は道路境界線からの距離を記載）
- ・立面図（縮尺1/50以上、2面以上、外壁の色を表示）

【土地区画形質の変更の場合】

- ・区画形質を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1/1,000以上）
- ・設計図（土地利用計画図）（縮尺1/100以上）

【新東名島田金谷IC周辺地区の斜面緑地内で木材伐採を行う場合】

- ・木材の伐採目的を説明した書面（様式不問）
- ・木材の伐採を行う土地の区域を表示する図面（1/1,000以上）
- ・木材の伐採の施行方法を明らかにする図面（1/100以上）

【地区計画決定時に最低敷地面積未満だった場合】

- ・建築確認済証及び確認申請書の写し※
- ・土地の登記事項証明書
- ・敷地範囲を示した公図写し

【地区計画決定後に公共事業等による買収に伴い最低敷地未満となった場合】

- ・道路等売買契約書

※地区計画決定時に建築物があった場合のみ

《建築行為手続きフロー》

① 地区計画届出（都計法第58条の2）※行為の30日前までに届出



② 建築確認申請

（都市政策課受付印が押された地区計画届出書の写しを添付）